

# 横浜市南西部農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

制定 平成 30 年 12 月 21 日（南西農委第 131 号）

最近改正 令和 5 年 3 月 24 日（南西農委第 260 号）

横浜市南西部農業委員会

## 第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、法第 6 条第 2 項に基づき、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

都市における農地は、新鮮な農産物を市民に供給するとともに、自然的環境の保全、良好な景観の形成、防災など安全で安心な市民生活の維持、市民レクリエーションや交流の場、学校教育や福祉の場として活用されるなど、多面的な機能を有している。

横浜市においては、都市化が進行しつつも、広範に農地が散在する一方で、まとまった農地も保全されており、都市部に隣接する立地条件を活かし、地産地消の取組を中心とした市場出荷や直売による販売など多様な経営が行われている。また、横浜市みどりアップ計画の 1 つの柱である「農に親しむ」をテーマに、栽培収穫体験ファームや区画貸し農園等の市民農園を中心に都市部との交流の場として農地に期待される役割は大きい。さらに、市街地での生産緑地も多く、それぞれの地域での農地の利用状況や営農形態を活かしていることから、それらの推進を図ることが求められている。

また、農家の高齢化や後継者不足等による遊休農地の発生が懸念されており、その発生防止・解消に努めていくとともに、マッチング制度や農地中間管理事業を活用し、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和 4 年法律第 56 号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「改正基盤法」という。）第 19 条第 1 項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の特性を活かしながら、これまでの都市農業の果たすべき役割に加え、今後も活力ある都市農業が展開されることを目標に、農地の有効活用を推進していく。

そのため、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、それぞれの地域の実情に応じた活動を行いながらも「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、横浜市南西部農業委員会の「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を次のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第 5 条第 1 項に規定する神奈川県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第 6 条第 1 項に規定する横浜市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として 10 年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年毎に検証・見直しを行うこととする。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく、「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

### 1 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	農地面積	遊休農地面積	遊休農地の割合
策定時の現状 (平成30年4月)	1,083.2ha ※1	2.5ha	0.23%
現状 (令和3年4月)	1,162.2ha ※1	1.9ha	0.16%
目標 (令和5年度)	1,062.2ha	2.4ha ※2	0.23%

※1 策定時（平成30年4月）の農地面積は前台帳システムから、現状（令和3年4月）の農地面積は農地情報公開システムから集計しているため、農地面積の集計方法が異なっている。

※2 指針策定時の数値と同様。引き続き、令和3年度数値の維持又は縮減を目指す。

#### (2) 遊休農地解消の具体的な取り組み方法

##### ア 農地の利用状況調査と意向調査の実施について

農業委員及び推進委員による農地パトロール（農地利用状況調査）の実施と農地利用意向調査を実施する。それぞれの調査については、「農地法の運用について」（令和3年6月14日3経営第822号・3農振第712号）に基づき実施する。

なお、従来から日常的に農地パトロールの中で行っていた違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、農地パトロールの時期にかかわらず日常的に実施する。

##### イ 農地の貸借について

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定による農地の貸借を推進し、遊休農地の解消を図る。具体的には横浜市の農地マッチング制度を活用し農地の貸借を進めるために、農地の貸し手、借り手双方の情報を集め、横浜市と連携し利用権設定に結び付ける。

##### ウ 農地中間管理機構への貸付けについて

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付けを行い、遊休農地の解消を図る。

##### エ 耕作放棄地対策について

横浜市の農地復元支援事業の活用等により農地を復元し、農地の貸借を進め、耕作放棄地の解消を図る。

#### (3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

## 2 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

	農地面積	集積面積	集積率
策定時の現状 (平成30年4月)	1,083.2ha ※1	21.03ha	1.9%
現状 (令和3年4月)	1,162.2ha ※1	19.00ha	1.6%
目標 (令和5年度)	1,062.2ha	22.83ha	2.1%

※1 策定時（平成30年4月）の農地面積は前台帳システムから、現状（令和3年4月）の農地面積は農業委員会サポートシステムから集計しているため、農地面積の集計方法が異なっている。

### (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な取り組み方法

#### ア 農地の利用権設定について

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定による農地の貸借を推進し、農地の利用集積を実施する。

#### イ 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は横浜市、農地中間管理機構、農協等と連携し、担い手の意向を踏まえて農地中間管理機構に貸付けを進め、農地の利用集積を行う。

### (3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

## 3 新規参入の促進について

### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入経営体数 (新規参入経営体取得面積)
策定時の現状 (平成30年4月)	23 経営体 (7.82ha)
現状 (令和3年4月)	33 経営体 (9.66ha)
目標 (令和5年度)	35 経営体 (9.02ha)

※現状の経営体数及び経営体取得面積の数値は累計値となっている

### (2) 新規参入に向けた具体的な取り組み方法

#### ア 関係機関との連携について

横浜市、農協等の関係機関と連携し、新規参入相談及び農地のあっせんを行う。

#### イ 新規参入の推進について

令和2年度からの横浜市の新規就農者農業経営改善支援事業を活用して、積極的に新規参

入の推進を図る。

ウ 農業委員等によるフォローアップ活動

農業委員及び推進委員は、新規参入経営体の定着を図るため、参入後のフォローアップを行う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。